

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・1
	2015年4月25日から2015年5月24日までに公布された主な環境法令	・・・4
	2015年4月25日から2015年5月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・5
	2015年4月25日から2015年5月24日までの主な行政情報	・・・4
	2015年4月25日から2015年5月24日までの主な裁判情報	・・・9
	2015年4月25日から2015年5月24日までの主なニュース	・・・9

## 「環境法政策を読む」自動車リサイクル法制度見直し 5

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG  
 中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会  
 第40回合同会議

自動車リサイクル制度の見直し審議は、5月18日に論点整理（案）に基づき、自動車リサイクル制度のあるべき姿に向けての議論が交わされた。これまで論点として挙げられた項目にそれぞれ想定される施策についての検討の方向性が示され、論点をより明確にする議論が展開された。以下に、前回4月17日第39回の資料に大幅に加筆追加されたⅢ-1「自動車における3Rの推進・質の向上」、及び3「自動車リサイクルの変化への対応と国際展開」の検討の方針部分を抜粋した。

## ■自動車リサイクル制度の評価・検討に当たって論点整理（案）（抜粋）

## Ⅲ「あるべき姿」の実現に向けた対応の方向性

## 1. 自動車における3Rの推進・質の向上

## (1) 環境配慮設計・再生資源活用推進による解体・破碎段階でのリユース拡大・リサイクルの質の向上

## ①環境配慮設計の推進とその活用

- ・解体業者と自動車製造業者のコミュニケーションにより、「リユース拡大・リサイクルの質の向上と収益性向上の好循環」を実現する上で必要な環境配慮設計の効率的な導入や情報の提供を進め、また、そのフォローアップを継続的に実施していくべき。
- ・環境配慮設計によって取外し性が向上し、容易にリユース・リサイクルを行うことができるようになった部品・素材については、ASR 予測発生量からその重量を除外することでリサイクル料金を引下げ、差別化を行う等、環境配慮設計の進捗の評価・活用方法について検討するべき。

## 「環境法政策を読む」自動車リサイクル法制度見直し 5

### ②再生資源の需要と供給の拡大

- ・再生資源の活用について、需要面・供給面双方の課題を整理した上で、その課題を解決する方法について検討すべき。
- ・その際、ユーザーが最終的に製品を選択し、使用済自動車として引渡すことを踏まえ、自動車ユーザーが自動車リサイクルにおける環境配慮設計や再生資源利用の重要性、社会的便益を理解し、ユーザーによる環境配慮設計や再生資源利用の進んだ自動車の積極的な選択を促すような情報発信やユーザーへのインセンティブ等のあり方について検討すべき。

### (2) 2R（リデュース・リユース）の推進

- ・リユース・リビルド部品の利用について、更なるユーザー理解の促進に取り組むとともに、部品の規格化の取組等を通じて、それぞれの部品を比較・評価しやすい環境を創出し、ユーザーがリユース・リビルド部品を選択しやすい状況を構築していくべき。

### (3) リサイクルの質の向上

#### ①自動車リサイクルの全体最適化を通じたリサイクルの質の向上

- ・現行の制度下においても、精緻な解体や分別の徹底等により、リサイクルの質の向上と収益力向上を同時に追求している関係事業者が存在する。こうしたリサイクルの質の向上と収益力の向上を図っている解体・破碎方法について、ベストプラクティスをまとめるとともにモデル事業の実施等を通じて普及を促進すべき。
- ・リサイクル全体の質の向上と社会的コストの低減を達成するため、法第31条に定められる全部再資源化の運用改善等、自動車リサイクルの全体最適化の取組を促進する方法を検討すべき。

#### ②リユース・リサイクルの推進・質の向上の進捗状況の把握・評価について

- ・ASRの再資源化率に加えて、解体・破碎段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの推進・質の向上の進捗について定量的な評価を行う方法について検討し、状況把握・評価を行うべき。その際、自動車への資源の利活用状況等も踏まえて、解体業者・破碎業者・自動車製造業者等が連携して行う、自動車全体のリサイクルの最適化を図る取組を高く評価すべき。

## 2. 自動車リサイクル制度の安定的かつ効率的な運用【詳細省略】

### (1) 引取業のあり方について

### (2) 不法投棄・不適正処理への対応の強化

### (3) 使用済自動車等の確実かつ適正な処理の推進

#### ①リサイクルの円滑化によるロバスト性の向上

#### ②解体自動車及び3品目の確実かつ適正な再資源化等のための監督等の強化

#### ③廃発炎筒への対応の強化

## 「環境法政策を読む」自動車リサイクル法制度見直し 5

### (4) 自動車リサイクル全体の社会的コストの低減

- ①JARCの機能強化と効率化
- ②特預金の使途
- ③自動車製造業者等による再資源化等の効率化
- ④自動車製造業者等におけるリサイクル料金の収支について

### 3. 自動車リサイクルの変化への対応と国際展開

#### (1) 次世代車／素材の多様化への対応

##### ①次世代自動車のリユース・リサイクルに関する課題の整理

- ・次世代自動車については、レアメタル等の有用金属を含む新しい部品が含まれていることから、将来的にリユース・リサイクルが円滑に行われ、かつ、戦略的に資源が有効利用されるような技術開発・体制の整備等を継続して行っていくべき。
- ・特にリチウムイオン電池については、取扱いに注意を要することから解体業者への周知を強化するとともに、安定的・持続的に回収・リサイクルが行われるような体制の整備を検討するべき。

##### ②素材の多様化への対応

- ・特に炭素繊維強化プラスチック（CFRP）については、その処理・リサイクル手法は官民で研究開発が行われている途上である。現時点では、CFRP製のボディは、スクラップとしての経済的価値が小さいことや従来の自動車と同様の処理が難しい等の理由で、解体・破砕が円滑に行われない可能性があることから、まずは自動車製造業者等の責任の下でリサイクルを行う等、セーフティーネットを整備するべき。

#### (2) 自動車リサイクルの国際展開

- ・発展途上等の自動車リサイクルに関する社会的課題の解決に向けて、我が国の知見を伝えていくなどして、積極的に貢献していくべき。
- ・同時に、高い技能を持つ我が国の関連事業者等の海外進出を促進していくべき。

##### 【委員等からの意見】

- リユース・リビルド部品の利用促進には、保険料の割引だけでなく、質の向上や流通経路の活用が必要。
- 国内資源循環を優先し、鉛バッテリー、銅を含むワイヤーハーネスの輸出を抑える対策を強化することを要望する。

### ■ 事業者における留意点

自動車リサイクル制度のあるべき姿の実現に向けて、3Rの推進・質の向上、制度の安定的かつ効率的な運用、変化へ対応と国際展開の3つの柱に沿って対応の方向性が整理された。環境配慮設計の推進等によるリサイクルの質の向上が求められている。事業者として議論の方向がどこに定まってくるのか注意を払っていく必要がある。